

武蔵野市長 松 下 玲 子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 室 井 敬 司

答 申

1 審査会の結論

「武蔵境駅北口市有地有効活用事業における建物（クオラ）の管理・運営に対する運営会社からのヒアリング等。提出資料等、（平成30年以降）指導等の資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、実施機関がした i）平成29年度年次業務報告書、ii）平成29年度決算状況報告書及びiii）平成30年度第1四半期業務報告書の一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）は、審査請求人が審査請求の対象とした i）及びiii）の各モニタリング報告「1利用状況 1）利用者数（概数）」のうちの「SAKAI FOODHALL」、「LIFE STATION」及び「QuO Laの庭」の利用者数（以下「本件非開示部分」という。）についてこれを取り消し、本件非開示部分を開示すべきである。

2 本件の概要

(1) 審査請求人は、平成30年8月9日、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号。以下「条例」という。）第8条に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行ったが、実施機関は、同年10月3日付けで、前記1のi)ないしiii)の各報告書について、非開示とする根拠規定を条例第9条第3号とし、当該規定を適用する理由を法人の事業活動が損なわれるおそれがあるためとして、i)のうち法人代表者印の印影及び利用状況における各テナント別利用者数、ii)のうち法人代表者印の印影並びに貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書の各数字、iii)のうち法人代表者印の印影及び利用状況における各テナント別利用者数等を非開示とする本件一部開示決定をした。

これに対し、審査請求人は、平成30年12月27日、本件一部開示決定を取り消し、上記非開示部分のうち本件非開示部分を開示するとの決定を求める旨の審査請求を行った

(2) 審査請求人の審査請求の理由は次のとおりである。

ア 条例第9条第3号により、法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため開示しないとは、「公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの。」のどこにあたるのか。利用状況を開示しても事業活動に支障を与えるものとは到底考えられない。

イ クオラのテナント事業はプロポーザルにおいて、賑わいの創出をするためのテナントが入ることが挙げられている。そのことを鑑みれば、賑わいを創出するテナントにどの程度の利用状況があるか確認できないことの方が問題である。医療行為を行うクリニックとその付随機関である薬局は賑わいの創出をするようなテナントとは到底考えられないが、その他のテナント（一階カフェ

エ、二階体操教室、屋上BBQ場)については、賑わいの創出を図る一つの指標として利用状況の確認は必要である。

武蔵境駅北口市有地有効活用事業として、市が決算状況や業務報告を求めているのも、プロポーザルによる事業者の決定とともにその内容が正しく行われているか確認するためであり、市民にも市が事業者決定をしたことに対して、その後の状況を確認するための情報は提供すべきである。

(3) 実施機関が非開示とした理由説明は次のとおりである。

実施機関は、行政文書の開示請求があったときは非開示情報を除き開示しなければならない(条例第9条)とされている。また、「法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」については、条例第9条第3号により非開示情報とされている。

「情報公開事務の手引、平成14年1月武蔵野市」(以下「手引」という。)35頁の条例第9条第3号 事業活動情報の解釈7(1)によると、「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」として、「法人等の保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、公にすることにより、当該法人等の事業活動が損なわれると認められるもの」を掲げている。また、手引36頁解釈8では、「地位が損なわれると認められる」とは、「公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。」としている。

i)及びiii)の「利用状況における各テナント別利用者数」について、審査請求人が開示を求めるテナントは、サービス業に該当し、サービス業の経営や事業活動における利用者数は、手引35頁解釈7(1)の「販売上の情報」に当たるものである。サービス業において、そのサービスを利用する人数の多寡は、一般的には事業者としての評価を示す重要な指標と受け取られることから、他の事業者との比較によって個々の事業者そのものの優劣が評価されてしまうおそれがある。

加えて、各テナントが提供する食事代や会費等については、ホームページ等において公開されていることから、食事代等から利用者一人当たりの利用単価は容易に想定することができる。つまり、利用者数が開示された場合には、この容易に想定される利用単価を乗じることにより、各テナントの売上高がほぼ把握できることとなる。売上高は、各テナントの事業活動の結果として収入そのものであり、その重要な要素の1つである利用者数は、企業経営のための基礎的な数値である。したがって、公にすることにより各テナントの事業活動が損なわれるものであり、条例第9条第3号に該当する。

3 審査会の判断

(1) 本件非開示部分の情報は、武蔵境駅北口市有地有効活用事業における建物(クオラ)の運営会社から、実施機関との間の事業用定期借地権設定契約の条項に基づいて提出された業務報告書に記載された、同建物の各テナント別利用者数である。

(2) 条例第9条第3号に関し、手引36頁の解釈8は、「地位が損なわれると認められる」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものであるとしている。

(3) 実施機関の理由説明について検討するに、各テナントの利用者数が立地や店舗面積等様々な条

件の異なる同業他店舗と比較されることによって、それだけで各テナントそのものの優劣が評価されるとまではいえない。また、各テナントがホームページ等で提供する食事代や会費等を公開していても、公開している食事代等から直ちに利用者1人当たりの利用単価を算出することはできないから、利用者数が開示されることによって、各テナントの売上高自体が明らかになるものではない上、各テナントの事業活動に、何らかの不利益が生じるおそれを超えて、客観的にみて現実的かつ具体的に生じる不利益は示されていない。

そもそも、これらテナントは、カフェ、体操教室及びバーベキュー店であるところ、客の入り具合や繁盛の程度は外部から窺われ、テナントにおいてこれを秘匿することはできないのであるから、利用者数を開示することによって、各テナントの事業活動に実害が生じるとはいえず、競争上等の地位が損なわれると認められるものではない。

したがって、本件非開示部分の情報は、条例第9条第3号の非開示情報に該当するとはいえない。

- (4) よって、「審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
平成31年3月22日	諮問
令和元年5月15日	実施機関より理由説明書收受
令和元年5月31日	審議（第15期第13回審査会）
令和元年7月8日	審議（第15期第14回審査会）
令和元年8月22日	審議（第15期第15回審査会）